

大阪府立国際会議場ドリンクサービス運営事業者選定  
プロポーザル実施要項

2019年7月

株式会社 大阪国際会議場

株式会社大阪国際会議場は、以下のとおり大阪府立国際会議場施設内で「会議」及び「展示会」等を開催する際のドリンクサービス需要に対応するため、「ドリンクサービス運営事業者(以下、運営事業者という)」を募集します。

[1] 施設管理の基本方針

当社は、大阪府立国際会議場の指定管理者として「大阪府立国際会議場を世界の人・モノ・情報が行き交う総合交流施設として運営し、大阪の発展と国際化に貢献する」という経営理念の基づき、「アジア有数の都市型 MICE 施設」の実現を目指しています。

[2] 募集の目的

大阪府立国際会議場は、古くから大阪の経済・文化・行政の中心である中之島に立地し、その良さを生かしながら、国際会議や展示会、興行等を通じて、これからも大阪の発展に非常に重要な役割を担うことを求められています。これまでも、府民に開かれた国際交流の拠点として、学術、芸術及び産業の振興に資する集会及び催物の場を提供しており、その開催総数は毎年1,500件を数え、年間100万人超の方々にご利用いただいています。なかでも、国際会議の開催件数は年間60件を超えています。このような環境の下、当施設で開催される国際・国内会議、展示会等の参加者はもとより事務局スタッフの方々に安らぎと利便性を提供することにより、大阪府立国際会議場の施設全体のサービスとイメージ向上を目的にドリンクサービス供給事業者を募集します。

[3] 施設の概要

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 施設名称  | 大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)                            |
| 2. 施設所在地 | 大阪市北区中之島5丁目3番51号                                |
| 3. 施設の規模 | 敷地面積 約 9,900㎡<br>建築面積 約 6,700㎡<br>延床面積 約67,000㎡ |
| 4. 建物の構造 | 地下鉄骨鉄筋コンクリート造 (地下3階地上13階)                       |



## 7. 過去3年間の実績

年 度	2016年度	2017年度	2018年度	
来 館 者 数	1,187千人	1,062千人	1,086千人	
催 事 年 数	1,592件	1,572件	1,368件	
内 訳	会 議	1,481件	1,454件	1,315件
	展 示 会	66件	58件	57件
	興 行	63件	65件	62件

### [4] 事業の概要

#### 1. 業務内容

大阪府立国際会議場内で開催される各種催事主催者の要望に基づき、当施設内で珈琲・紅茶・ジュース等のドリンク及びクッキー等のパストリー各種を提供する。

#### 2. 提供場所

催事主催者が利用する会議室又イベントホールならびに周辺ホワイエ等で提供する。

#### 3. 提供時間

各催事主催者とその都度、協議・調整のうえ決定します。

#### 4. 提供方法

セルフサービス方式を原則とし、指定場所への配膳・下膳等の人的サービスは行いません。

### [5] 業務運営の基本方針

ドリンクサービスは、国際会議や展示会等に参加された方々に対し、ひとときの安らぎを与え、気分をリフレッシュし、ビジネスシーン等で更なるパフォーマンスを発揮して頂くためにも重要な機能と位置づけており、これを踏まえたドリンクサービスの運営方針は以下の通りです。

1. お客様の幅広い嗜好に応え、コストパフォーマンスに優れたメニュー構成であること。
2. お客様に親切、丁寧、迅速なサービスを提供すること。
3. お客様がくつろぎ、気軽に利用できる環境であること。
4. お客様の要望に柔軟に応じることができる体制であること。
5. 清潔で衛生管理が充分に行き届いていること。

※ 運営に際し、障がいのある人や高齢者、乳幼児連れの人など、誰もが安全に安心してご利用いただけるよう配慮してください。

## [6] 応募資格

良質な商品及び優良なサービスを提供する能力を有する事業者で、2019年7月1日現在において、次の条件を全て満たしていること。

1. 珈琲等ドリンクのケイタリングサービスを業とし、3年以上の営業経験を有すると法人で、かつ、大阪府内において引き続き2年以上の営業を営んでいること。
2. リサイクルや廃棄物の抑制・処理など環境に配慮した認証または登録を有しているなど、環境配慮型企业であること。
3. 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
4. 民事更生法(平成11年法律第225条)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
5. 破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
6. 社内に食品衛生責任者を有していること。
7. 過去2年間において食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
8. 保険所等の営業許可等を受けていること。
9. 賠償責任保険に加入していること。
10. 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び法人住民税(法人市民税、法人府民税)等の滞納がないこと。
11. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則(平成23年大阪府公安委員会規則第3号)第3条の規定で暴力団密接関係者及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。

## [7] 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その応募者は失格とする。

1. 事務局関係者を含む当社従業員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
2. 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
3. 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
4. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
5. 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
6. 虚偽の記載があるもの。又は同一若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合(運営事業者選定後に事実関係が判明し

た場合においても同様とする。)

[8] 受託者の責務

1. 個人情報の取扱い

大阪府立国際会議場は公の施設です。公の施設の運営に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例第53条の3の規定により、条例第2章(府が取扱う個人情報の保護)に規定が適用されます。

2. 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応

当社は「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の規定によりエネルギー管理を行っていますので、省エネ法の趣旨を理解し、当社が実施する省エネ施策に協力してください。

3. 再委託について

業務の全部又は主要な部分を第三者に委託、又は請け負わせることはできません。やむを得ず業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に会社と協議を行っていただきます。

4. 法令の遵守

受託者は、関連法令を遵守していただきます。

5. 人権研修の実施

受託者は業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう人権研修を行っていただきます。

6. 報告等への協力

当施設は公の施設であることから、業務運営に関する各種調査・照会等に対応して頂く必要があります。大阪府からの依頼があれば速やかに対応してください。

7. 危機管理体制

災害等の危機事象発生時に迅速、的確に対応し、利用者の安全確保に期すため、施設の立地・構造を踏まえた防災・安全対策のほか危機管理に資する研修・訓練に参加していただきます。

[9] 委託期間

2019年9月1日から2024年3月31日までの間とします。

[10] 委託条件

各施設・設備等の機能、特性を十分に把握し、それらの各機能及び衛生状態を正常に保持すると共に、利用者が安心・安全に利用できるよう適正な維持・保全を行っていただきます。

## [11] 応募手続

### 1. スケジュール

募集要項等の配布	2019年7月5日(金)から2019年7月12日(金)まで ※大阪国際会議場ホームページよりダウンロードして下さい。
現地説明会	2019年7月10日(水)午前10時から ※事前申込が必要です。
質問受付期間	2019年7月10日(水)の午前10時から2019年7月12日(金)の午後3時 ※大阪国際会議場宛、電子メールで送付して下さい。
質問に対する回答	2019年7月16日(火) ※大阪国際会議場ホームページに掲載します
応募書類等の受付	2019年7月22日(月)及び23日(火) 午前10時から正午、午後1時から午後3時 ※大阪府立国際会議場9階事務所までご持参して下さい。 電子メール、郵送・宅配等での提出は出来ません。
プレゼンテーション	2019年7月下旬(予定) 応募者に別途通知します。
運営事業者の選定	2019年8月上旬(予定)

### 2. 応募書類等の配布

- ①応募書類は、2019年7月5日(金)から同年7月12日(金)までの間に当社ホームページからダウンロードして下さい。  
なお、事務窓口で配布は行いませんのでご注意下さい。  
※ホームページ <http://www.gco.co.jp/>

#### ②配布書類

- ・ドリンクサービスプロポーザル参加意向申出書
- ・ドリンクサービスプロポーザル提案書
- ・ドリンクサービスプロポーザル参加に関する宣誓書
- ・関連法令を遵守する旨の確認書

### 3. 説明会

2019年7月10日(水)午前10時より大阪府立国際会議場9階会議室にて開催します。

参加には2019年7月9日(火)午後3時までの当社ホームページ専用フォームから申込が必要です。申込なき場合は説明会に参加出来ませ

るので注意願います。

なお、ホームページ以外では受け付けません。

#### 4. 質問受付及び回答方法

##### ①質問受付

質問ある場合は、2019年7月10日(水)午前10時から同年7月12日(金)午後3時までに当社ホームページに記載するお問い合わせ専用フォームにお問い合わせ下さい。

##### ②回答方法

質疑に対する回答は2019年7月16日(火)に当社ホームページに掲載する予定です。なお、質問及び回答内容は応募者を含む第三者が閲覧可能となりますことを承知願います。また、データの送受信等及び質問内容等により、十分な回答ができない場合があることを承知願います。

#### 5. 応募書類の受付

応募書類等の提出は、あらかじめ日時等をご連絡の上持参してください。郵便、宅配、fax、電子メール等による提出は出来ません。また、提出期間以外の受付は行いません。提出後の変更・追加等は認めません。

##### ①提出期間:2019年7月22日(月)及び23日(火)

両日とも午前10時から正午 又は 午後1時から3時までの間

##### ②提出場所:大阪府立国際会議場 9階事務所

大阪市北区中之島5丁目3番51号

#### 6. 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

##### ①ドリンクサービスプロポーザル参加意向申出書

(添付書類)

ア) 定款及び登記簿謄本(発効日から1ヶ月以内のもの)

イ) 事業概要書(事業経歴、事業内容、主要取引先等、法人の概要が記載されているもの:会社案内等パンフレット等で代用可)

ウ) 印鑑証明書(発効日から1ヶ月以内のもの)

エ) 法人税及び府税等並びに消費税等の納税証明書

##### ②ドリンクサービスプロポーザル提案書

ア) A4版及びA3版による任意様式とする。A3版の書類がある場合は、A4版に織り込むこと。

イ) 企画提案書の下部余白中央部にページ数を付番すること。

ウ) 文字サイズは12ポイント以上で記載すること。

エ) ページ数は制限しないが、写真、イラスト、図解等を用いて解り易く



簡潔に記載すること

オ) 提供する商品(メニュー)、販売希望価格、当社への卸価格(利率も可)、販売方法(カウンターイメージ)等を具体的に記載すること。

カ) 企画提案書は、A4 フラットファイルにとじ込み、ファイルの表紙及び背表紙に「大阪府立国際会議場ドリンクサービス運営事業者プロポーザル」、「法人名」のラベルを貼ること。

③ドリンクサービスプロポーザル参加に関する宣誓書

④関連法令を遵守する旨の確認書

## 7. 提出部数

正本1部と副本(審査用)4部を同時に提出してください。

正本には社印・代表者印を押印してください。副本はコピーで結構です。

## 8. その他

①提出書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

②応募に係る費用は全て応募者の負担とします。

③必要に応じ提案内容の概要を公開する場合があります。

## [12] プレゼンテーション

選定委員会は、プロポーザルの内容等について説明等を求めるためヒアリングの機会を設ける場合があります。

この場合、選定委員会より事前に応募者に日時等を別途通知します。

## [13] 選定方法

1. 「大阪府立国際会議場ドリンクサービス事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、提出された提案書に基づき、取扱い商品の種類、数量、価格等を総合的に検討し、当社の施設運営方針を最も適正、かつ、確実に実行できると認められる事業者を選定する。
2. 選定委員会は、提案内容について説明等を求めるため、ヒアリングの機会を設ける場合があります。この場合、選定委員会より事前に応募者に対し日時等を通知します。

## [14] 選定結果

選定委員会は、2019年8月上旬に選定結果を応募者に書面で通知すると共に、当社ホームページにその旨を掲出します。

#### [15] 選定の取消

次の場合には、選定を取り消します。

1. 正当な理由なくして当社が指定する期日までに委託契約手続きに応じなかったとき。
2. 受託者の決定から委託契約の手続きの間に受託者について資金事情等の変化により確実な業務遂行ができないと当社が判断したとき。
3. 提出書類に虚偽が判明したとき、又は、著しく社会的信用を損なうなど、受託者として相応しくないと当社が判断したとき。